

新潟市子ども条例周知・啓発等業務

受託者選定プロポーザル実施要領

令和8年6月

新潟市こども未来部こども政策課

1 目的

令和4年4月に施行された新潟市子ども条例（以下「本条例」という。）は、全ての子どもが豊かな子ども期を過ごすことができるまちを実現することを目的に、子どもが有する基本的な権利やこれを保障するためのおとなの責務等を定めたものである。

本条例の内容や令和6年8月に設置した子どもの権利相談室について、権利の主体である子どもや、子どもを取り巻くおとなを含むすべての市民に幅広く周知し、条例の趣旨や相談室の概要を理解してもらおうとともに、さらなる周知による認知度の向上を図ることを目的とする。

条例施行5年目となる令和8年度においては、「本条例の周知」とともに、「子どもの権利相談室の活動報告」や「中学生の子どもの意見表明」などを行う周知啓発イベント等を実施するとともに、これまで行ってきた幅広い世代に向けた周知・啓発を継続し、子どもの権利や子どもの権利相談室の周知を図る。

そして、この目的を達成するため、本条例の周知・啓発等に係る一連の業務を統一的なコンセプト・デザインのもと実施する委託事業者を選定するためのプロポーザルを実施する。

2 委託業務の内容

(1) 名称

新潟市子ども条例周知・啓発等業務

(2) 業務内容

「新潟市子ども条例周知・啓発等業務委託仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約前に協議によって、その一部を変更することがある。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 委託予定上限価格

上限額 5,610,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 参加資格

提案者は、以下の要件のすべてを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 参加表明書提出時、新潟市競争入札資格名簿に登録されていること。
- (3) 参加表明書の提出から契約の締結までの間において、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止等を受けていないこと。
- (4) 新潟市内に本店または支社、支店、営業所等を有していること。
- (5) 国税及び市税に未納がないこと。
- (6) 次の申し立てがされていない者であること。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開

始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て

ウ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て

(7) 以下に該当する者が役員の民間企業等でないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 禁固以上の刑に処せられている者

(8) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下に同じ。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団または暴力団員と関係を有するものではないこと。

(9) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）でないこと。

(10) 宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。

(11) 共同企業体の場合、次の要件を満たすこと。

ア 共同企業体が3社以内で構成されていること。

イ 共同企業体は自主結成とし、構成企業間で協定を締結していること。

ウ 共同企業体は代表企業を選定し、この代表企業を共同企業体の代表者として本市との契約の締結が行えること。（代表企業が本市に対し全ての責任を負うものとする。）

エ 共同企業体の構成企業が、単独又は他の共同企業体の構成企業として本件の入札に参加していないこと。

(12) 仕様に基づく要件に対応できること。

4 スケジュール

募集開始	: 令和8年6月 3日 (水)
質問書提出期限	: 令和8年6月12日 (金) 午後5時
質問回答 (予定)	: 令和8年6月16日 (火)
参加表明書提出期限	: 令和8年6月17日 (水) 午後5時
提案書提出期限	: 令和8年6月25日 (木) 午後5時
選定委員会開催 (予定)	: 令和8年7月 3日 (金) 午前
審査結果通知 (予定)	: 令和8年7月 7日 (火)
履行期限	: 令和9年3月31日 (水)

5 質問・回答について

本公募に係る質問・回答については、以下のとおり取り扱う。

- ・質問の様式：様式1『質問書』
- ・提出期限：令和8年6月12日（金）午後5時必着
- ・提出方法：持参または電子メール
- ・回答方法：令和8年6月16日（火）までに電子メールにて回答

6 参加表明書の提出について

本公募に参加する場合は、以下の書類を提出すること。

- ・提出書類：
 - <単独で参加する場合>
 - ・様式2-1『参加表明書』※
 - <共同企業体で参加する場合>
 - ・様式2-2『参加表明書』・『共同企業体連絡先一覧』※
 - ・様式3『共同企業体協定書兼委任状』

（※新潟市入札参加資格者名簿に登録されていない者にあつては、上記のほか、同名簿の登録要件を満たすことを証する書類を提出すること。）
- ・提出期限：令和8年6月17日（水）午後5時必着
- ・提出方法：持参または郵送
- ・その他：参加表明書を提出後に辞退する場合は、様式4『参加辞退届出書』を令和8年6月25日（木）午後5時までに提出すること。

7 提案書の提出について

本公募に参加する場合は、別紙「提案書提出書類 一式」に記載の書類を提出すること。

- ・規格：A4判・両面印刷（縦・横等の書式は自由）（必要に応じてA3判も使用可）
- ・記載事項：
 - ① 提案書表紙
 - ② 実施体制
 - ③ 類似業務実績
 - ④ 提案内容
 - ⑤ 見積書（要代表者印）

提出期限：令和8年6月25日（木）午後5時必着

提出部数：正本1部、副本8部

※企業名等は正本にのみ記載。副本には企業名など提案者が特定できるものを一切記載しないこと。

提出方法：持参または郵送

留意事項：提案書提出後の追加及び変更は認めない。
提案内容を具体的に記載すること。

8 選定方法及び選定結果

(1) 選定委員会

受託者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とし、新潟市職員等で構成する。

(2) 選定方法

ア 選定委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査により最優秀提案者を選定する。

イ 選定委員会は非公開とし、開催日程、会場等の詳細は別途通知する。

ウ 評価基準に基づき採点を行い、委員ごとに合計点の最も高い提案者を1位とし、以降の提案者を2位、3位と次点の順位付けをする。提案者ごとにすべての委員の順位から平均値を算出し、最も上位（値の低い）の提案者を最優秀提案者とし、次に高い提案者を次点者に選定する。

また、順位平均値が同じ値となった場合は、各委員による多数決により決定することとする。なお、順位が最も上位の提案者であっても、その得点が配点合計の60パーセントに満たない場合は、最優秀提案者に選定しない場合がある。

(3) 評価基準

評価項目		評価基準・視点等	配点
目的	コンセプト・全体の方向性	本条例の内容及び相談室の業務を十分に理解し、目的に沿った提案がなされているか。	10
		目的の達成のために、ターゲットにあわせた、効果的な周知・啓発の戦略が提案されているか。	10
		周知・啓発の戦略及び個別業務を連続性や統一感のある内容で計画しているか。	10
提案内容	広報戦略	情報の発信にあたり、適切な手法やタイミングを提案し、その具体的な効果を示すとともに幅広く周知できる戦略となっているか。	10
	広報資材の制作	<有効性> 広報資材の制作過程で、本条例の趣旨や内容、相談室の概要を分かりやすく伝える工夫があり、ターゲットにあわせた効果的な内容を選択しているか。	20

	広報媒体を活用した 周知・啓発	<企画力> 独自性・新規性のあるアイデア や提案を盛り込むことで、より効 果的な事業実施が見込めるか。	20
		本条例の趣旨について、子ども もおとなもそれぞれが関心を持 ち、自分ごととして捉えるような 工夫があるか。	20
	企画提案	イベント内容は本条例に関連し たものとなっているか。	10
		自由提案は、創意工夫があり魅 力的な内容で、実現性、効果、 成果が見込めるか。	10
実施 体制	実施体制等	的確な人材配置や管理体制、 スケジュールが組まれ、事業の 進行管理を適切に行うことが見 込まれるか。提案内容を確実に 実施できる実績等が提示されて いるか。	20
価格	見積額等	費用対効果の観点から優れたも のであるか。	10
合計			150

(4) 選定結果の通知

選定結果は、各提案者へ文書で通知し、新潟市ホームページへの掲載をもって公表する。なお、選定内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

9 契約に関する基本的事項

(1) 受託者の決定

- ア 最優秀提案者と委託契約の締結交渉を行う。
- イ 最優秀提案者の本公募における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と協議する。
- ウ 契約締結後においても受託者の本公募における失格事項または不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。
- エ 最優秀提案者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、若しくは、失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、順次、次の順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉する。

(2) 提案内容の修正等

本公募は、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費等に

については、再度調整を行った上、委託契約を締結する。採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(3) 契約書

新潟市契約規則の規定するところに準じる。

(4) 再委託

本要領に基づく業務を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得た場合にはこの限りでない。

10 特記事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

ア 「3 参加資格」に示す提案者の資格要件を満たさない者

イ 要領に定められた期限を過ぎて各種書類を提出した者

ウ 本要領の通知以降、選定委員会において選定が終了するまでの間に、選定委員に不当な接触を行った者

エ 提出書類に虚偽の記載をした者、または本要領に違反する表現をした者

オ 本要領に定める委託料を超える見積金額を提案した者

(2) その他

ア 提案書等に使用する言語は日本語を基本とし、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

イ 提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出された提案書は返却しない。また、提出された提案書は、新潟市において複製を作成する場合がある。

エ 選定結果について異議申立ては認めない。

オ 受託者の名称は公表できるものとする。

カ 受託者を除く提案者の情報（社名、提案内容等）は非公表とする。

11 問い合わせ・各種書類提出先

〒951-8550

新潟県新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1

新潟市こども未来部こども政策課 企画管理グループ

TEL 025-226-1193（直通）

E-mail: mirai@city.niigata.lg.jp